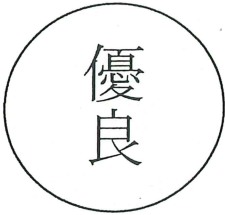


許可番号 04121024265

産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県佐賀市大和町大字川上149番地1
氏 名 株式会社佐賀クリーン環境
代表取締役 篠原 和広



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和7年（2025年）3月15日

許可の有効年月日 令和14年（2032年）3月14日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類	
溶 融	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	
固 化	汚泥（無機性汚泥に限る。） 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）	
圧 縮	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず 以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	
破 砕	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類 以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収が義務付けられているものを除く。）を含む。）	
破砕・圧縮固化	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	溶融施設	固化施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（溶融）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（固化）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	小城市牛津町大字乙柳873番7	佐賀市大和町大字川上3529番1
設置年月日	平成30年4月24日	平成12年9月20日
処理能力	0.4t／日（8時間）	100m ³ ／日（14時間）

種 類	圧縮施設	圧縮施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類及び紙くず	廃プラスチック類（ペットボトル及びプラスチック容器に限る。）
設置場所	佐賀市大和町大字川上3529番1	佐賀市大和町大字川上3529番1
設置年月日	平成12年3月3日	平成26年3月20日
処理能力	0.96t／日（8時間）	2.4t／日（8時間）

（裏面へ）

種 類	圧縮施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	金属くず（飲料用空き缶容器類に限る。）	金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃蛍光灯に限る。）
設置場所	佐賀市大和町大字川上3529番1	佐賀市大和町大字川上3529番1
設置年月日	平成12年5月8日	平成13年11月1日
処理能力	3.1t/日（8時間）	4,112本/日（8時間）

種 類	破碎施設（固定及び移動式）	破碎施設
産業廃棄物の種類	木くず	紙くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）
設置場所	佐賀市富士町大字上熊川690番48	佐賀市富士町大字上熊川690番48
設置年月日	平成20年10月31日	平成25年5月29日
処理能力	4.5t/日（8時間）	紙 く ず：3.4t/日（8時間） 繊維 く ず：3.3t/日（8時間） ゴ ム く ず：1.8t/日（8時間） 廃プラスチック類：4.1t/日（8時間） 金 属 く ず：4.6t/日（8時間） ガ ラ ス く ず 等：4.7t/日（8時間）

種 類	圧縮施設	熔融施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（圧縮）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（熔融）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市富士町大字上熊川716番3	佐賀市大和町大字川上3529番1
設置年月日	平成28年7月28日	平成28年12月20日
処理能力	廃プラスチック類：120t/日（8時間） 紙 く ず：116t/日（8時間） 木 く ず：87t/日（8時間） 繊維 く ず：62t/日（8時間） ゴ ム く ず：110t/日（8時間） 金 属 く ず：190t/日（8時間）	0.8t/日（8時間）

種 類	破碎施設（固定式）	破碎・圧縮固化施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（破碎）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（破碎・圧縮固化）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市富士町大字上熊川字苗代716番3	佐賀市富士町大字上熊川字苗代690番48
設置年月日	令和3年6月23日	令和5年8月25日
処理能力	紙 く ず：9.9t/日（8時間） 木 く ず：11t/日（8時間） 繊維 く ず：4.0t/日（8時間） ゴ ム く ず：11t/日（8時間） が れ き 類：9.5t/日（8時間） 廃プラスチック類：10t/日（8時間） 金 属 く ず：8.7t/日（8時間） ガ ラ ス く ず 等：10t/日（8時間）	紙 く ず：52.8t/日（24時間） 木 く ず：52.8t/日（24時間） 繊維 く ず：52.8t/日（24時間） ゴ ム く ず：52.8t/日（24時間） 廃プラスチック類：52.8t/日（24時間）
許可年月日	令和3年（2021年）3月25日	令和5年（2023年）4月19日
許可番号	佐賀県指令2循環第22号	佐賀県指令5循環第1号

（次葉へ）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 7年 3月15日 更新許可（優良基準適合）

令和 7年 4月17日 変更届 土地合筆による圧縮施設及び破碎施設（固定式）の設置場所の変更
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。